

国土交通省告示

「賃貸住宅管理業者登録制度」ステッカー等の販売ご案内

(一社) 全国賃貸不動産管理業協会 (全宅管理)
(公財) 日本賃貸住宅管理協会 (日管協)

国土交通省は、平成 23 年 12 月に「賃貸住宅管理業者登録制度」を施行し、併せて同制度のシンボルマークを公表しました。

そこで、全宅管理及び日管協では、本制度の登録促進及び一般消費者への周知啓発のため、シンボルマークステッカー等を企画・監修し、(株)たいせいより販売することとなりました。

ご購入をご希望の登録業者様におかれましては、裏面の注文書によりファックスにてご注文いただきますようお願い申し上げます。

【ご注意！】

このシンボルマークは、賃貸住宅管理業者登録制度に登録した者のみで使用できます。登録業者以外の者は、シンボルマークステッカー等を使用できません。また、登録業者でなくなったときは、速やかに掲示してあるシンボルマークステッカー等の使用を中止してください。

本制度に未登録の業者様のステッカー等ご注文はご遠慮願います。

登録制度へのご登録には国土交通省へのお手続きが必要です(全宅管理や日管協へ加盟するのとは別途ご登録お手続きが必要です)。登録申請書類は下欄に記載の国土交通省HPからダウンロードして下さい。

【賃貸住宅管理業者登録制度とは】

賃貸住宅管理業者登録制度は、平成 23 年 12 月 1 日から施行された国土交通省告示による任意の登録制度です。この制度の対象は、貸主から委託を受けて賃貸住宅の管理を行う事業者、サブリースにより管理を行う事業者となります。

登録を受けた賃貸住宅管理業者は、管理事務の対象や契約内容について重要事項説明や契約書の交付、貸主に対する定期的な管理事務の報告などのルールを遵守することになります。

ステッカー等の商品内容、購入方法等に関するお問合せ

(株)たいせい 03-3321-2111

登録制度の内容、登録方法など、制度全般に関するお問合せ

《国土交通省 賃貸住宅管理業者登録制度 情報サイト》

<http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/tintai/index.html>

また、全宅管理及び日管協ではHPにて登録制度情報サイトを設け、制度の周知及び普及啓発を行っておりますのでご参照下さい。

《全宅管理HP》<http://www.chinkan.jp/>

《日管協HP》<http://www.jpman.jp/>

